

第2章 分野別の提案

《 1 2 分野の提案の構成 》

高齢者福祉

〈 将来像 〉

心もからだも元気に暮らせるまち

〈 課題 〉

心もからだも元気な高齢者の課題

- ・ **健康づくり**：心も体も元気でいられる健康寿命を延ばす自主的な健康づくりの支援が必要です。
- ・ **生きがいづくり**：いきいき暮らせる環境として生涯学習や趣味を楽しめる場の充実が必要です。
- ・ **社会参加・就労**：高齢者のひきこもりをなくすため、仕事や地域活動の情報収集等の場や、特に、男性の地域活動への参加を促進する、有償スタッフによる参加の促進等が必要です。

バリアフリーの課題：一人暮らしの高齢者が多くなっています。高齢者、障害者が、人の手助けなしに自由に外出するための施設・ハード面（歩道の段差解消等）の充実とともに、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを進めることも重要です。

介護や支援が必要な高齢者の課題：健康寿命と平均寿命との間で、安心した生活ができることが必要です。住み慣れた我が家で将来をまっとうできる環境が必要です。

- ・ **在宅**：無理なく在宅で、介護や支援が受けられることが必要です。
- ・ **施設**：特別養護老人ホーム、老人保健施設など、板橋には約1500人の定員がありますが、入所の必要性の高い方から優先入所を行うことを進めることや、施設に入らないための介護リハビリ、デイサービスなどの施設づくりも重要です。また、どこまで整備すべきかを見極めることが重要な課題です。



〈 取り組み 〉

心もからだも元気な高齢者を増やします（わくわく作戦の展開）

- ・ 高齢者が集まって会食する場を作り、元気な高齢者がボランティアで食事作りや配食サービスを行うことによって、健康づくり・生きがいづくりとしての交流、社会参加、就労、有償スタッフの拡大、さらには、在宅の地域の支えとなると考えられます。
- ・ 商店街の空き店舗を利用して、休憩・たまり場を作り、買い物途中の休憩や、交流、情報提供の場としての活用を図ります。結果として、商店街の活性化、医療費削減の効果も期待できます。
- ・ 定年を迎えた人が、地域活動に参加するきっかけとして、60歳の成人式を行います。

バリアフリーを実現します（すいすい作戦の展開）

- ・ 引きこもりの高齢者をなくすため、ハード面による移動の改善や、心のバリアフリーとして、親しみを込めて呼ぶ「おじいちゃん」「おばあちゃん」ではなく、氏名で呼ぶことを提案します。

介護や支援が必要な高齢者を助けます（ささえあい作戦・やすらぎ作戦の展開）

- ・ **在宅**：板橋区は高齢者福祉の充実した地域だと言えます。区の在宅支援機関として在宅介護支援センターをはじめ、様々な施設がありますが、窓口を一つにし、在宅支援については「こちらにお任せください。」という組織があることを望みます。
- ・ **施設**：これからの施設は完全介護の施設から、在宅介護を応援する介護リハビリ、デイサービスなどの施設とグループホームなど小規模の入所施設の充実が必要です。

障害者福祉

〈 将来像 〉

豊かで安心して自立生活ができるまち

〈 課題 〉

- ・ 生まれてくる赤ちゃんの1.3%は障害があると言われ、板橋には、19,000人の障害者が住んでいます。身体障害、知的障害、精神障害、聴覚障害、視覚障害、内部障害など、多様な障害の方がいます。
- ・ 現在では、様々な場面で障害を持つ方を目にすることも多くなりましたが、だからといって社会の考え方が全て変わったわけではありません。
- ・ 障害者の自立支援という言葉をよく聞くようになりました。障害者が望む真の自立とは、社会の構成員として責任を果たしながら人として尊厳が守られ、社会の中で必要な支援は受けながらも障害のない人と同じように生きていくことです。
- ・ 自立は、障害者を取り巻く人々が変わることで実現します。障害者に手を貸すことが特別なことではなく、だれもが小さなボランティアを日々実践している社会が望まれます。だれでも気軽に車椅子を押す、視覚障害者の手を引くことをいとわなければ、段差は障害物ではなくなります。
- ・ 今後はノーマライゼーションの理念にもとづき「共生」をキーワードとした、行政の情報を発信し、制度づくりなどの環境を整える必要があると考えます。

〈 取り組み 〉

障害をもたない方々への啓発を行います

- ・ 障害者に対する正しい認識をもってもらうため、講演会や障害者とふれあう体験教室など、障害をもたない方々への啓発を積極的に行います。

相談・情報提供を行います。

- ・ 既存の組織を踏まえながら、情報提供や専門のカウンセラーを備える専門部署を設置し、就学前児童の障害について親が受容しやすい環境づくり、相談員の充実、障害者自身が相談員となる機会を増やすことなどを進めます。

障害者のための医療を充実します

- ・ 中規模以上の病院に、障害者医療の専門医を一名以上おくように指導します。また、診療科目を超えた医療従事者の連携を進め、障害に対しての知識の蓄積を進めます。

障害児者の教育環境を改善します

- ・ 全ての小中学校に特別支援教室(心障学級)を設け、障害者と健常者のふれあいを自然な形にし、福祉教育を進めます。また、障害児者教育に必要な知識と経験をもつ外部の人材を教育現場に取り込みます。
- ・ 特別支援学校に通う児童・生徒が、居住地の学校で指導を受けられる体制を整えます。

障害者の就労支援を行います

- ・ 民間企業への障害者就労を進める条例の制定、「(仮称)ハンディキャップ人材派遣センター」の設置等、障害者の就労の場を行政が積極的に作ります。

障害者の生活支援を充実させます

- ・ ホームヘルプサービス等の拡充のための施設整備と有効活用、ユニバーサルデザインのまちづくりの積極的な推進、介助者の教育と支援の仕組み作り等、障害者の生活支援を充実させます。

健康なまちづくり・安心してかけられる医療

〈 将来像 〉

いつでも、どこでも、だれでも、健康でいきいき

〈 課題 〉

- ・ 区が平成14年度に策定した「板橋区健康づくり21計画」を実現していくことを課題とします。
- ・ 「障害者、障害児の健康づくり」「難病への対策」「病弱児への対応」「受動喫煙、禁煙への対応強化」について、対応を追加していく必要があると考えます。
- ・ 人は誰でもいつかは怪我をしたり病気にかかり、「医療」の世話になります。そのときに安心してかけられる医療の仕組みを維持する必要があります。



〈 取り組み 〉

行政の計画推進体制を改善します

- ・ 健康な街づくりの推進には、区民の自発的取り組みとともに、行政の体制も重要です。
- ・ 板橋区健康づくり21計画の中間評価は平成18年に行われます。その際、実際の成果をもって評価すると決めれば、現段階で何をやらなければいけないかが明らかになります。
- ・ 保健サービス課だけの対応、地域拠点として健康福祉センターだけの位置づけから発展し、体育系、学校系、各種施設が連携する取り組みを進めます。

健康づくりのネットワークを強化します

- ・ 板橋健康ネットワークの参加団体を、もっと増やす必要があります。地域グループの活性化、団体グループの人材育成が必要です。
- ・ 医療ネットワークとして既に活動しているグループもあり、これらを区民に広く知らせることが重要です。

健康づくりのための拠点をづくります

- ・ 地域の体制として、実際に運動できる場所の開設と運営、興味のない区民の参加を進める動機づけ、憩いの場所等を設ける取り組みを進めます。そのために、公共施設、学校の開放を行い、運営は地域の人材を活用することを進めます。

タバコや酒など「板橋区健康づくり21計画」に不足している分野の取り組みを強化します

安心してかけられる医療の整備を行います

- ・ 「板橋区健康診査」(健康診断)の充実や、「小児救急」、「障害者のための医療基盤整備」、「緩和ケア医療・ターミナル医療」に対する支援策の検討が必要です。
- ・ 普段は身近な「かかりつけ医」で健康管理を行い、必要な時に適切な他の医療機関に紹介してもらうシステムなどを整備します。
- ・ 医療費に対する経済的支援や在宅リハビリの充実について検討が必要です。
- ・ 都立老人医療センターや豊島病院は、高齢者疾患の救急医療や精神科救急医療など、他の民間医療機関では対応できない重要な医療機能を有しており、運営主体にかかわらず、これらの機能を保持していく必要があります。

子育てと教育

〈 将来像 〉

次世代のための人間愛と地域愛を家庭・地域・学校が連携して育むまち
「子育て」は成長を見つめ、話し相手となって手を取り合う、という意味です。

〈 課題 〉

- ・ 教育現場では、現在、社会問題になっている「虐待」、「不登校」、「不真面目」の心すさんだ事柄が課題になっており、板橋区内では表面化していませんが、たくさん囁かれています。
- ・ 最近始められた総合学習や寺子屋方式などについても、これらの活動による地域とコミュニティのかかわりが子どもにとって良かったかどうか、疑問が少し出てきます。
- ・ 今の子どもたちの環境は、子どもと家庭のかかわりあい、地域や学校との関わりに比べて小さいという問題があり、未来では家庭 地域 学校の有機的な関係をつくる必要があると考えます。

〈 取り組み 〉

次世代につながる板橋の子ども像を共有します

- ・ 子どもの成長を支えるのは、精神力、社会力、生活力です。「精神力」には意欲と行動力が伴い、感動や喜び、楽しみなどの感性が働き、同時に忍耐力も充実します。「社会力」を培うには、行動、判断、自信があげられます。社会で大切なのは自他を認め合うコミュニティです。自主性が出来上がれば、好奇心、生きる力へと進みます。「生活力」は生命力、話す力ですが、精神力と社会力とも相互にかかわり、食生活、くらしの基本などにも働きあうものと考えます。
- ・ こうした三つの力の重なりが、人間の本質、五感です。この場合辞書に定義される五感とは異なり、見分ける力、聞き取る力、考える力、生きる力、学ぶ力が集結したところで自他を愛する人間愛、そして地域愛となります。こういった次世代へつながる板橋の子ども像を共有する必要があります。

家庭・地域・学校の有機的連携による子育てに向けた取り組みを推進します

- ・ 家庭の手伝いを通して生活の歯車を知り、積極的な生活体験で、その楽しみを知るよう取り組みます。
- ・ 図書館などをコミュニティ拠点として活用します。
- ・ 総合学習の振り返りや20人学級の実施、身障者学級の設置、特別支援教育と医療を必要とする児童・生徒への対応の充実など、学校における取り組みを進めます。
- ・ また、教師の雑務を減らす仕組みをつくり、他職種の教育現場の参画を進めるなど、教育現場における体制の改善を行います。
- ・ 24時間体制で動く社会の、子育てに与える影響を考慮しつつ、家庭と地域が連携し、「小学校の体育館の夜間開放」「地域住民による児童館運営の参画」「学童保育の夜間延長」などを進めます。
- ・ 地域と学校が連携して、社会教育施設と小中学校の交流などを図ります。

地域経済の活性化

〈 将来像 〉

新しい価値を生む、創造的で自立した「まち」へ

〈 課題 〉

- ・ 工場数が減少し、雇用の低下、工場の跡地問題などの課題が発生しています。
- ・ 労働生産性が低下しており、利益減少や経営の悪化、また技術ノウハウ等の低下が見られます。
- ・ 商店数が減少し、商店街の空き店舗の問題、さらには消費者の生活が不便になるなどの問題が出ています。
- ・ 開業率が低下し、地域活力の停滞感が強まっています。
- ・ しかし、個別の企業や商店を見ると、元気なものもあり、必要以上に悲観的になる必要はないと考えられます。
- ・ 生活が豊かになる新しい生活インフラの整備が求められています。
- ・ 産学公の連携による、地域情報・福祉・観光等の新たなサービス業等の創出が求められています。
- ・ 地域通貨やコミュニティビジネス、市民生活事業など、新しい地域経済システムの創出が求められています。



〈 取り組み 〉

知の創造力を高める製造業支援事業を進めます

- ・ 先端技術&知識集約工場支援事業に取り組みます。
- ・ 情報インフラの整備を行います。
- ・ ナレッジ・マネジメントを推進する産学公連携事業を進めます。

心が響き合い、暮らしが豊かになるコミュニティ事業を進めます

- ・ 困っている人にこそ「やさしい・まち」となるよう、新しい価値を創造します。
- ・ 商店街におけるコミュニケーションを増加し、新たな付加価値を生むふれあい提案商店街事業を進めます。

地域システムを再構築し、新しい産業を興す地域再生事業を進めます

- ・ 地域通貨事業を押し進めます。
- ・ 地域の課題を解決するコミュニティビジネス事業を押し進めます。
- ・ 健康・福祉などテーマごとに地域の資源を結集するタスクフォース事業を押し進めます。

商店街・まちづくりのサポートを組織化します

- ・ 買いたくなるお店、出かけたくなるまち、をキーワードに商店街等の支援を行います。
- ・ これら多様な主体の参画と自立、そしてそれをサポートする行政によって様々な事業を進めるべきだと考えられます。

危機管理の優れた街

〈 将来像 〉

子どもたちを被害者にも加害者にもさせないまち、住民の身体・生命のために住民がともに助け合えるまち

危機管理の「危機」は、住民の生命・身体に対する危機、それに対応するという意味で、防犯だけでなく、防災も含めた、住民に対して生命侵害が起こるようなことを総合的に解決する考え方です。

例えば防災のため、道路拡幅を行う場合、地域の立ち退きなどが生じ、地域が持っていたコミュニティに悪影響を与えます。防災面から50年に一度の時の生命の安全を守れるかもしれませんが、毎日の防犯面の安全は、脅かされるかもしれません。こうした調整を図ることが危機管理と言えます。

〈 課題 〉

- ・ 平成15年度の区民アンケートでは、防犯・防災について、40%の方が満足をしていません。また、安全なまちが必要だと思われる方も、上位にランクされています。
- ・ 『いたばし2005』計画の段階で『防犯』についての施策はほとんど盛り込まれていません。
- ・ 現在、地域コミュニティの希薄化、ストレス社会の中、防犯への住民意識は、高くなっています。
- ・ また、防災計画も、2005計画では、阪神大震災のような広域、あるいは都市直下の災害についての理念というのは、盛り込まれていません。そこで、災害などが発生した場合、防犯と防災に対して、トータルで住民を守る対応が課題であると考えます。
- ・ 区では、現在まで、様々な取り組みを進めており、防犯面では、「板橋区生活安全条例の制定」、「板橋セーフティー・ネットワークによる防犯活動」、「板橋安全・安心パトロール」、「ピッキング対策等助成金制度」、「防犯ブザー無料配付」等を行っています。
- ・ また防災面でも「耐震診断費の助成」、「耐震の簡易な自己診断パンフの配布」、「安全な避難路整備の推進」、「災害時の連絡体制の整備」、「防災訓練・避難訓練の実施」、「災害援助協定」等です。
- ・ 現在では、新しい取り組みが始まり、地域、NPOが関わり、商店街を中心とする仕組み等がありますが、地域やコミュニティにおける防犯の活動、住民を主体とした防犯・防災の活動が必要です。



〈 取り組み 〉

全体として以下のような視点で危機管理に向けた取り組みを行います。

- ・ 住民主体の安全の取り組み（自己防衛力）の促進と、そのための住民意識の向上を目指す。
- ・ 防犯・防災、そして将来の生活像にマッチした、トータル的な危機管理体制を構築する。
- ・ 防犯・防災などの取り組みの効果を評価し、これに基づく改善を行う。

人口分布の変動や、区内事業者の活性化も視野に入れての分野別具体的な“危機管理の優れた安全なまち行動計画”を策定します。

- ・ 地域の危機管理リーダー・サポーターの育成や地域の危険情報を提供する。
- ・ 地域の危機管理拠点を小学校等に設置するとともに区役所内に危機管理室を設置する。
- ・ 2005基本計画や危機管理行動計画の実施状況を評価し、改善につなげる仕組みを整える。



防 災

〈 将来像 〉

逃げ出さなくてよい住まいとまちづくり

〈 課 題 〉

- ・ 防災の課題は、「地震による建物倒壊」「火災による延焼」「台風や大雨による浸水被害」「爆発性物質・劇薬等による被害」「災害時要援護者の安否確認」「安全な避難場所の確保」等があります。
- ・ 板橋区では、「耐震診断費助成」「建物の防火性の向上や安全な避難路整備の推進」「災害援助協定」などを進めていますが、区民からみて対策が進んで安心という印象が少ないのが現状です。
- ・ 「災害時要援護者への対応は、『災害弱者行動マニュアルへの提言～障害者およびその家族などのために』が活かされていない」、「行政による緊急時の災害時要援護者への対策は、遅滞しそうな気がする。」「住宅等建物の耐震診断・耐震補強は進んでいない」「広域避難場所として、『荒川河川敷』・『高島平団地周辺』等は適当か?」「情報がうまく伝わるのか?」等の意識があるためだと考えられます。
- ・ 防災まちづくりを始めるには大災害に見舞われた場合の「自分のまちの状況」を知ることが必要となり、そのためには、被災した状況に関する情報、地域での対応力に関する情報が必要です。様々な情報を収集し、確かな被災状況を導き、自分のまちの建物や道路が、被災時にどのような光景になるのか具体的に想像し、共有することが大切です。



〈 取 り 組 み 〉

耐震診断・耐震補強を公の手で行います

- ・ 新たに、住宅（木造・プレハブ造・軽量鉄骨造）を対象に、鉄骨造・鉄筋コンクリート造に限定されている耐震診断経費の一部助成制度の拡充と、簡易耐震診断パンフレットを作成します。

自動消火装置設置の条件を緩和します

- ・ 現況制度を拡充し、「重度障害者又は65歳以上のいる所帯」は同居家族がいる場合も対象とします。

バリアフリー助成制度を充実・拡大します

- ・ マンションへのバリアフリー助成制度を充実し、耐震補強にもバリアフリー助成を拡大します。ヘルパー等の訪問援助者・教育関係者への防災教育を公の手で行います

災害時の助け合いシステムを具体化します

- ・ 災害時要援護者の所在を正確に把握し、行政と近隣住民との協働による安否確認システムをつくり、災害時の情報伝達のため、出張所での情報誌発行と一般新聞との配布協力システムをつくります。

災害リーダーの養成

- ・ 地域的な配置に配慮しつつ、板橋版「防災士」研修を行い、NPO化します。

広域避難場所の適正を区において確認します

- ・ 都が指定している広域避難場所について、区が適正を確認するとともに、避難所・避難場所のバリアフリー化を進めます。

避難経路の整備を進めます

- ・ 災害発生時の避難経路を確認し、道路の冠水を防ぐ整備を行い、災害時の交通規制を確実にします。

行政における災害時対応組織を明確化します。

住環境・景観

〈 将来像 〉

住んでいてみんなが誇りに思うまちづくりと実現のための仕組みづくり

〈 課題 〉

- ・ 板橋は、地域の特徴が多様です。多様な地域性の中で、最近住環境が変わっています。閑静な住宅地に隣接する工場跡地の大規模マンション開発や、農地の無秩序な開発、昭和 30～40 年代に開発された団地群での急激な少子・高齢化等、住環境の様々な問題が出てきています。
- ・ こうした問題は、行政だけで解決するのが難しく、住民だけでも解決できません。
- ・ これまでに、行政側もマンション紛争予防条例の強化、住民参加機会の拡大、まちづくり活動への支援、公園の里親制度など、協働や区民参画支援に取り組んでいます。
- ・ しかし、建築については、法的な制限や、行政の指導等について限界があり、住民側から見ると、より厳しい規制や、住民へのサポートが必要という声が高まっています。
- ・ 住民側も、高層マンション建設反対運動といった住環境を守る運動や、景観条例の制定への提案、地区のまちづくり協議会、住民参加による公園管理や、NPOの活動など、住民の積極的なまちづくり活動が増えています。



〈 取り組み 〉

地区と地域単位の協議のしくみをつくります

- ・ 地域は、6地域（板橋、志村、常盤台、大谷口・向原、赤塚、高島平）とします。現在、区が設定している板橋地域を、住環境の特性に応じて、「板橋」と「大谷口・向原」の2地域に分け、6地域とします。地区は、住民が住環境の価値観を共有できる単位で、町会や商店街周辺、沿道地区などです。
- ・ 地区単位の協議の場では、町会や新しい住民、まちづくりを実践している方など、多様な住民が主体的に参画します。行政は、場の設定や呼びかけ、情報提供を行います。また専門家がまとめや調整を行います。また、企業も参加し、周辺と調和した開発を進めます。
- ・ こうした地区の日常的な協議の場をつくり、協議の結果を公的に認定します。
- ・ 地区協議を、6地域に集約し、地区と地域の連携をとりながら、まちづくりを実現していきます。
- ・ こうした協議のしくみを進める条例を定め、地区の開発のルールづくりを義務付け、緑地の確保や、最低敷地規模制限など、地区の特性に応じた厳しいルールをつくります。

区全体を対象とした住環境・景観づくりに関する条例を制定します

- ・ 新たに制定された景観法に則し、景観計画の策定や景観計画区域を定めるなど、良好な景観を積極的に誘導する地区を定め、美しい景観づくりを積極的に進めます。
- ・ 板橋らしい、歴史的、自然的、文化的景観資源が残る場所を明確にし景観づくりを推進します。

協議のしくみができるまでの緊急対応を行います

- ・ 協議のしくみが立ち上がる前にも、区の開発に対する積極的な取り組みが必要です。住民からの問題提起を受け付ける窓口を一つに集約化し、将来の住環境や景観、コミュニティのあり方を考え、よりよい開発を誘導する取り組みを早急に行う必要があります。

道路・交通

〈 将来像 〉

どこに行くにも快適で安全な道路・交通 ~ 区内における移動を快適に、そして安全に ~

〈 課題 〉

- ・ 成増駅前における放置自転車数が都内でもワースト 10 に入るなど、放置自転車の多さは区内の様々な場所で問題となっています。また、自転車を放置する、ということも含め、自転車利用に対するマナーが非常に悪いと言えます。
- ・ 首都高速道路、環状7号線、中山道の交差する大和町交差点は、大気汚染度が日本ワースト1となっているなど、多くの幹線道路が走る区内では、道路による環境悪化等が問題となっています。
- ・ 防災面や利便性の問題から、もっと安心して利用できる区道の整備が求められています。また、高齢化にあわせて、まちなかのバリアフリー化等も最近では非常に重要な視点となっています。
- ・ 区内を走る東武東上線には踏切が37ヶ所あり、渋滞の原因となっているほか、安全面でも問題があり、解消していくべき課題です。
- ・ また、区内には移動手段の不便な地域もあり、今後の高齢化社会に備え、地域に密着した交通手段が求められています。

〈 取り組み 〉

放置自転車の追放をめざします

- ・ 駐輪場の整備、監視員の増員強化とともに、区民の意識啓発を進める必要があります。
- ・ また、自転車条例の周知や、子どもだけでなく親に対しても交通マナー教育を行い、自転車利用のマナー啓発を行う必要があります。

環境の視点を大事に道路事情の改善を目指します

- ・ 大気汚染の元凶とも言える渋滞の改善を目指し、道路交通網を明確にし、一般道路の交通量や夜間騒音の減少化を進めます。
- ・ 大気汚染の実態を明らかにし、排気ガスを吸着する塗料など、大気汚染を改善する手法を積極的に採用します。

安心して歩ける区道の整備を進めます。

- ・ 道路の整備にあたっては、整備の必要性とともに、環境や安全面などに関して十分協議、検討して進めます。
- ・ 計画的でより有益な、生活に密着した道路整備を進めるため、住民に対する計画段階からの道路整備内容の周知や意見の収集、住民同士の話し合いの場の設定などを進めます。
- ・ 利用者の声を聞きながら、バリアフリー化を進めます。

地域に密着した交通手段の導入を目指します。

- ・ 区内の踏切がゼロとなるよう、立体交差化の早期実現を目指します。
- ・ コミュニティバスやSTS、LRTなど地域に密着した交通手段の導入について検討し、交通不便地域の解消を進めます。

自然環境

〈 将来像 〉

おいしい空気・美しい水辺・元気なみどり

〈 課題 〉

- ・ 昔、板橋は豊富な水の流れがあり、ところどころに板の橋がありました。その多さから板橋という名前がついたと言われています。
- ・ また、道の端には水の流れる溝があり、みんなで手入れをすることによって、地域の連帯感は育まれていました。
- ・ こうした「豊かな自然環境のある生活」を過ごすための三つの課題を、「空気をきれいにする」、「水辺の再生に力を入れる」、「みどりを守りふやす」としました。



〈 取り組み 〉

以下の取り組みにより『水と緑の回廊』を作ります

空気をきれいにします

- ・ 空気をきれいにするために板橋区では低公害車の普及と大和町交差点局地汚染対策に取り組んでいます。
- ・ 大気汚染はますます深刻になっているのが現状です。これからの取り組みとして、交通量を減らすことが必要であり、幹線道路と鉄道の地下化を推進します。
- ・ 自家用車に乗らない、持たないという意識も必要です。各自が今の車依存の生活スタイルを転換するという、強い意識を持つことが大事です。
- ・ 乗り捨て方式の『サイクルステーション』を作ります。そして『30分以内は自転車、15分以内は歩く』と決めた板橋区30分・15分ルールを推進します。

水辺の再生に力を入れます

- ・ 現在の暗渠を開渠（水路）にし、湧水の復活を目指します。
- ・ また、水を大切にしていける宣言として、『板橋水の日』の制定を提案します。

みどりを守り、増やします

- ・ 現在は生垣助成・保存樹木の制度があります。
- ・ 緑は元気の源であり、今後はさらに、幹線道路については、中央分離帯のグリーンベルトとしての整備、両側の街路樹の増加など緑化を進めます。

環境管理のしくみを作ります

- ・ 環境管理の仕組みづくり、つまり地域の連帯と絆づくりが必要です。「自然ボランティア養成講座」「公園里親制度の活用」「自然を残す開発の仕組みづくり」を行います。
- ・ いずれも、『行政・地域住民・NPO』との協働が前提となります。

コミュニティ

〈 将来像 〉

社会の変化に応じた多様なコミュニティの連携と強化

「コミュニティ」はここでは、地域を構成する様々な組織のことを意味しています。今後の少子高齢化の社会の中で、コミュニティは、学校・職場、家庭に続く第三の場として、非常に大きな重要性を持つことになると考えられます。

〈 課題 〉

- ・ 町会には、組織が硬直化してしまっている、位置付け自体が不明である、組織の大小にかかわらず同じ事務事業が求められることからの負担がある、などの課題が一部にあります。
- ・ 町会以外の、NPO やボランティア組織などの地域組織においても、似たような問題があり、また一部には活動内容や組織性が不明であるもの、そしてどのようにお金が使われているか不明なものなどもあります。
- ・ 全体として、これらの組織が地域でバラバラに動いていることが多く、横の連携の場が少ないという課題もあります。
- ・ これまで行政では、総合行政情報システムの確立やコミュニティ施設の体系的整備、自主的まちづくり活動への支援を行ってきています。
- ・ 区民への浸透度は高いとは言えず、今後さらに情報公開の姿勢を明確にする必要があります。
- ・ コミュニティを活性化するための「ハコモノ行政」に対しても反省すべき点があると考えられます。



〈 取り組み 〉

区民の生活や活動を支える基盤づくりとしてコミュニティ組織を位置づけます

- ・ 町会・自治会や市民組織を、区民の生活や様々な活動を支える基盤として位置づけます。

区民が様々な場や組織の活動に参画できるような環境づくりを推進します

- ・ 町会・自治会や市民組織の情報公開に関する条例を定めることで、各組織の活動内容、お金の流れ等を総点検し、また、これを区民に情報公開、情報提供することで、組織への理解、新たな参加の流れを促進します。
- ・ 市民オンブズマン制度の導入による、公平性を担保する第三者機関(NPO)の確立を目指します。
- ・ 行政と区民を繋ぐしくみをつくります。具体的には、地域の出張所や図書館、児童館を拠点として、地域の課題の検討・解決策やニーズ把握等について、様々な立場の人が話し合う場(ラウンドテーブル)を設けます。

行政は区民参画のルールをつくり、支援施策を体系化します

- ・ 行政は「区民の参加」、「合意形成」に関するルールをつくります。そして区民の生活や活動を支える町会・自治会や市民組織を支援する施策体系をつくります。

行財政の刷新

〈 将来像 〉

未来ある板橋のための行政・財政の仕組みづくり

「この街に生まれてきてよかった、住んでよかったふるさつをつくろう」の基盤を

〈 課題 〉

- ・ 区民ニーズは多様化してきていますが、これらすべてに対応すると無駄になることも考えられ、どのようなニーズに対応していくか、最もよい形を見つけることが必要です。
- ・ 事業や施設などに重複や無駄と思われるものがなくなるよう、税金を預かる行政として確認を行い、区民に説明する責任があります。
- ・ 財政の硬直化が進むなか、財政状況の健全化を目指す必要があります。
- ・ 区民参画の流れに対応し、区民参画の仕組みを明確に定め、できる限り区民の意見を区政に反映していくことが求められています。



〈 取り組み 〉

無駄を見つけ減らし、効果的・効率的に区政を行い、組織の改革・結果責任の明確化・民間経営システムの導入を目指します

- ・ 現在の様々な課題から行政の刷新を行う必要があると考えられます。今一度区長、議会、職員の任務と責任を再確認しなければなりません。事業・業務の無駄がないよう、費用や効果の点検、事務事業評価、行政評価の実施を提案します。
- ・ 縦割り行政からの脱却を目指し、包括予算制度の導入や、各部門間の連携がとれる組織改革を提案します。
- ・ 行政に、新しい経営システムを導入することを提案します。

財政の健全化を進め、将来の負担を少しでも減らします

- ・ 歳入については、滞納の解消、新しい資金の導入、施設の利用料の再検討を提案します。
- ・ 歳出については、補助金のあり方についての再検討を提案します。
- ・ 財政一般については、複数年度予算への転換や柔軟な予算執行を可能とする歳出項目の裁量権などの導入を提案します。

区民のための区政を進めます

- ・ 区民ニーズにあった施策を進めるため、多様な方法による区民参画を進めることを提案します。
- ・ 開かれた行政を進めるため、区は情報公開の徹底、区民への説明責任を果たすことを提案します。